

令和3年第11回美祢市農業委員会総会議事録

- 1 日 時 令和3年 11 月 16 日 (火) 午後3時35分
- 2 場 所 美祢市民会館 2階 大会議室
- 3 出席農業委員
- | | | | | | |
|-----|--------|-----|-------|-----|--------|
| 議長 | 山本 正二 | | | | |
| 1番 | 井上 健夫 | 2番 | 井町 哲 | 3番 | 村上 浩一 |
| 5番 | 倉増 知 | 6番 | 安部 好恵 | 8番 | 中嶋 誠 |
| 9番 | 石田 健治郎 | 10番 | 萬代 泰生 | 11番 | 伊藤 美和子 |
| 13番 | 伊藤 新司 | 14番 | 中野 修 | 15番 | 馬屋原 眞一 |
| 16番 | 岸 英法 | 17番 | 武藤 康志 | 18番 | 安富 法明 |
| 19番 | 山本 正二 | | | | |
- 4 出席推進委員
- | | | |
|-------|-------|-------|
| 南野 哲廣 | 嶋田 義文 | 阿野 秀文 |
| 村中 清美 | 山田 孝治 | |
- 5 欠席農業委員
- | | | |
|----------|--------|-----------|
| 4番 縄田 善博 | 7番 俵 薫 | 12番 前田 耕次 |
|----------|--------|-----------|
- 6 事務局
- | | | |
|------------|----------|----------|
| 事務局長 吉村 昌展 | 主幹 中村 正寿 | 主事 小幡 和希 |
|------------|----------|----------|

事務局	午後 3 時 3 5 分開会
議長	<p>互礼。</p> <p>今まで研修会がありまして、多分疲れておられると思いますが、只今より令和 3 年第 1 1 回総会を開催いたします。本日の出席委員 1 9 名中 1 6 名、よって定数に達しておりますので、本総会が成立している事をご報告いたします。ちなみに欠席委員、縄田委員、俵委員、ご兩名入院だそうです。そして 1 2 番前田委員以上 3 名欠席でございます。ちょっと俵委員につきましてはわかりませんが縄田委員はどうも癌という事です。しばらくお休みみたいふうに思っておりますので、来月の予定表の中に現地調査、縄田委員になっております、井町委員に変わってもらうことにいたしました。よろしくお願いたします。それでは農業委員会会議規則第 1 6 条第 2 項の規定により議事録署名委員を指名したいと思いますのですが、よろしゅうございますか。(「はい」の声) はい。1 5 番馬屋原委員、1 7 番 武藤委員よろしくお願いたします。</p> <p>それでは、議事に入りたいと思います。議事順位第 1 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局より議案の朗読並びに説明をお願いします。</p> <p>2 件朗読。</p> <p>1 件目。農業経営拡大のため申請地を譲り受けるものです。まず第 1 号の全部効率利用要件についてですが、自作地、借り受け地について適正に耕作されています。第 2 号で禁止されている農地所有適格法人以外の法人の取得ではありません。第 3 号で禁止されている信託の引き受けによる取得ではございません。第 4 号の農作業常時従事要件ですが、譲受人の農作業を行う日数は、基準を満たしております。第 5 号の下限面積要件は当市の 1, 0 0 0 m²以上の要件を満たしております。第 6 号の転貸禁止要件に該当しません。最後に第 7 号の周辺農地の利用に支障はないものと考えます。以上の通り農地法第 3 条第 2 項の各号許可要件のすべてを満たしていると考えます。</p> <p>2 件目。遠方に居住しており耕作管理が困難な譲り渡し人から申請地を譲り受けるものです。まず第 1 号の全部効率利用要件についてですが、自作地、借り受け地について適正に耕作されています。●●●で所有の農地につきましては、●●●農業委員会より耕作されているという旨の証明をいただいています。この件につきまして、農地法第 3 条第 2 項の第 1 号～第 7 号の許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上でございます。ご審議の程よろしくお願いたします。</p>
事務局	<p>はい、ありがとうございます。それでは、現地調査をされました委員の報告をお願いいたします。</p>

馬屋原委員	<p>ちょっといいですか。</p> <p>はい。</p> <p>現状ようわからんやったけど、●●●●の周り田と畑があるけど本当に作りよるん。ちょっと見て悪いけどイメージ的にそんなふいんきじゃないような気がするけど。</p>
議長 馬屋原委員	<p>長登、以前現地調査行ったことがあるんですが、転用されたところ以外はそれなりに果樹、柿等が植えてあったようによって植えてありました。今回は●●には行かなかったんですっていうのが、あと1ヶ所、●●にも農地がございまして、どこに行くかっていう中で一番管理がされてない可能性がある所に行こうという事で、●●に行った次第でございます。他にございせんか。「はい」の声) よろしゅうございますか。</p>
議長	<p>あの●●どころ辺なん。</p> <p>●●、●●●●の真ん前、●●●を超えた●●●●の家の真ん前でちょっと2反か3反ぐらいある広い田んぼなんですけど、全く、最後ですね作られたのが私あの近く稲刈りに行きますので、見てますけれど5年ぐらい前じゃなかったかなとゆうふうに思います。コンバインがあって、一列刈っただけでコンバインもそのまま長いこと田んぼの中に押し上げて、多分その頃から弟さん具合が悪くなったんじゃないかなってゆうふうに思っております。その後全くやられないんで、どうされたんかなとは思ってましたけど。</p>
中野委員 議長	<p>●●●かね。</p> <p>●●●とは違うようです。今日はあれいらっしゃいせんね。家は結構もう4、50年建ってるような家でした。前に前につて横に納屋がありまして、花庭っていいですか植木がある庭まで付いたちゃんとした。それでは、採決に移りたいと思いますが、よろしゅうございますか。議案第1号につきまして原案の通り決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。</p>
中野委員	<p>挙手。</p>

議長	<p>はい、ありがとうございます。全員賛成。よって議案第1号は原案の通り決定をいたします。</p> <p>それでは、続きまして議事順位第2 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について議題といたします。事務局より議案の朗読並びに説明をお願いします。</p>
委員	<p>2件朗読。</p>
議長	<p>1件目。申請者は市内に居住する会社員です。申請地は、●●●●●から北東に4kmの位置にある公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地となります。自宅裏山の土砂災害の危険により移住することとなり耕作管理が困難となる為、杉50本を植林するものです。この件につきまして、令和2年頃より、農地法の許可を得ることなく杉を植林されております。このことに対するお詫びと今後農地法を遵守する旨の始末書が提出されております。また、農地法第4条第2項各号に該当しない為、許可要件のすべてを満たしていると考えます。</p>
事務局	<p>2件目。申請者は市内に居住する畜産業を営む方です。申請地は、●●●●●から南東へ2.3kmの位置にある公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地となります。既存の資料置場が手狭で猪による被害も発生している為、資料置場を設置するものです。この件につきまして、昭和33年頃より、農地法の許可を得ることなく建物が建築されております。このことに対するお詫びと今後農地法を遵守する旨の始末書が提出されております。また、農地法第4条第2項各号に該当しない為、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上でございます。ご審議の程よろしくをお願いします。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。それでは、現地調査をされました委員の報告をお願いします。</p>
安部委員	<p>6番、安部です。農業委員会事務局から●●●●●号を●●方面へ行き●●●●●の入り口を過ぎ、●●●●●さんがあるんですがそこを過ぎて左へ入って行くと●●集落に出ます。現地は、その一番奥の集落です。事務局が説明された通り、自宅の裏が崖崩れで、後で5条1番で出てまいります。その場所に転居するようになっているようです。で、その為に自宅の前の畑に植林するものです。これも事務局の説明の通り令和2年より植林を始めており始末書が出ております。</p> <p>2番、●●●●●の●●の交差点を●●方面へ行き、直ぐ右手に入った●●●●●という所です。これも5条4番に出てきます。並びの土地で現在は倉庫が建っていましたが朽ちたような状態です。それらを片付けて資料置場として整備をするという事です。この案件も始末書が出ております。以上です。よろしくご審議お願いいたします。</p>

議長	<p>はい、ありがとうございます。それでは、地元委員より補足説明ございましたらお願いします。</p> <p>はい。伊佐地区の山田です。委員の言われた通りよく管理されており別に異常ありませんので審議の程よろしくお願いします。</p> <p>岩永地区担当の村中です。現地確認いたしまして今建物が建っていましたが、現地確認後既にきれいにされています。何も問題ないと思いますので、審議の程よろしく願いいたします。</p>
山田推進委員	<p>はい、ありがとうございます。委員の皆さんより何かご意見ございましたらお願いいたします。よろしゅうございますか。（「はい」の声）はい。それでは、採択に移りたいと思います。議案第2号につきまして原案の通り決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。</p>
村中推進委員	<p>挙手。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。全員賛成。よって議案第2号は原案の通り決定をいたします。</p>
委員	<p>それでは、続きまして議事順位第3 議案第3号農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局より議案の朗読並びに説明をお願いします。</p>
議長	<p>5件朗読。</p>
事務局	<p>1件目。申請者は市内に居住する会社員です。申請地は、●●●●●から北東へ1.7kmの位置にある公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地です。自宅裏山の土砂災害の危険がある為、申請地を取得し農家住宅を設置するものです。この案件については、農地法第5条第2項各号に該当しない為、許可要件のすべてを満たしていると考えます。</p> <p>2件目。申請者は●●●●●に本店を置く太陽光発電事業を営む法人です。申請地は、●●●●●から南西へ2.9kmの位置にある公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地となります。太陽光発電施設の工事用道路として利用していたが、●●●●●より市道拡幅用地提供の要望があった為市道として永年転用するものです。太陽光施設の工事業者である●●●●●株式会社が転用し、その後●●●●●に譲渡されます。この案件については、農地法第5条第2項各号に該当しない為、許可要件のすべてを満たしていると考えます。</p> <p>3件目。申請者は●●●●●に本店を置く建設業を営む法人です。申請地は、●●●●●から北西へ4kmの位置にある農業振興地域</p>

<p>議長 村上委員</p>	<p>内農地です。申請地を借り受け●●●●●鉄塔部材修理工事に伴うヘリポート、荷吊場を設置するものです。農業振興地区域内の農地を対象とする転用ですが一時的な転用であって当該利用目的を達成するうえで、当該農地を供することが必要であると認められるものであり、農地法施行令第11条第1項第1号に該当し許可の対象となるものです。おってこの事案につきましては一時転用ですので事業終了後には原状回復をする旨が記載された誓約書が提出されています。この案件については、農地法第5条第2項各号に該当しない為、許可要件のすべてを満たしていると考えます。</p> <p>4件目。申請者市内に居住する畜産業を営む方です。申請地は、●●●●●から南東へ2.3kmの位置にある公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地です。議案第2号農地法4条転用番号2の隣接地になります。既存の資料置場が手狭で猪による被害も発生している為、資料置場を設置するものです。この件につきまして、昭和33年頃より、農地法の許可を得ることなく建物が建築されています。このことに対するお詫びと今後農地法を遵守する旨の始末書が提出されています。この案件については、農地法第5条第2項各号に該当しない為、許可要件のすべてを満たしていると考えます。</p> <p>5件目。申請者は市内に居住する会社員です。申請地は、●●●●●から南東へ770mの位置にある公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地です。申請地を取得し、実家の隣に自己用住宅1棟を設置するものです。この案件については、農地法第5条第2項各号に該当しない為、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上でございます。ご審議の程よろしく申し上げます。</p> <p>はい、ありがとうございます。それでは、現地調査をされました委員の報告をお願いします。</p> <p>まず、1番の●●さんの申請の件なんですけど、5条で申請された、これはですね、さっき4条で出ました自宅の裏が土砂崩れが発生しており2次災害の恐れがあり5条で申請をしました。10月に除外申請の手続きが完成しています。申請地はですね、3条の一目に出た隣の申請地です。問題はないと思います。審議の程よろしく申し上げます。</p> <p>2番目の農地の転用の件なんですけど、太陽光発電の建設の為、申請地は●●●の交差点を●●方面に1kmぐらいに行った所に、右側に太陽光発電が見えます。後から会長に申請地を説明してもらいます。道路を拡幅工事の為転用の申請がありました。今後市道として使用するという事です。問題はないと思います。審議の程よろしく申し上げます。</p> <p>3番目、これ申請地はですね、これまたわからない所です。●●●●●を●●のインターチェンジを降りて●●●●●号を●●方面へ約5kの進んだ所に、●●●の入り口があります。それを左に曲って林道を約4km行った所に申請地があります。さっき事務局から話があったように、6年前にも申請があり今回同じように、鉄塔部材修理にヘリポートと材料置場を使用する為、一時転用の申請がありました。問題はないと思います。よろしく申し上げます。</p>
--------------------	--

	<p>資料8のこれはですね、●●●●●号線、●●から●●へ●●●●●号線と●●号線の交差点を、今度は●●号線を約3000m行った所をまた右に100m行った所に申請地があります。これも4条で出ましたけど、5条の申請はですね、これはあの牧場を経営するときに共同経営で運営されていた為に5条で申請することになりました。調査した時には小屋が建っており申請者がお断りの弁もあり申請書と始末書と一緒に提出されており、問題はないと思います。審議の程よろしくお願いします。</p> <p>資料9申請地はですね、●●●●●から●●方面に進んで●●●●●の所を右側に曲り250m行きそれからまた今度左に80mの所に申請地があります。これはさっき事務局から話されたように子供さんが帰られてそこに住みたいという事なので、もう除外申請がされており何も問題ないと思います。審議の程よろしくお願いします。</p> <p>はい、ありがとうございます。それでは、地元委員さんより補足説明ございましたらお願いいたします。</p> <p>はい。伊佐地区の山田です。1番です。●●●これ田んぼを購入して家を建てるという事ですので、別に支障はありませんので審議の程よろしくお願ひしたいと思います。</p>
議長	西厚保。欠席です。4番
山田推進委員	4番の件ですが、先程の第4条の転用2番と同様問題ありません。ご審議の程よろしくお願ひいたします。
議長	5番。
村中推進委員	推進委員の南野です。村上委員の説明のとおり何ら問題ありません。よろしくご審議をお願ひしたいと思います。
議長	はい、ありがとうございます。2番については沓野の一区から●●に抜ける普通の道路っぽい入り口でございます。一時転用の時からいずればこれ市に譲渡するんだという話でございました。きれいにアスファルト舗装されていい道路が出来ております。初めて通りましたが素晴らしい道路で、それから●●●の●の件でございますけれど、これは以前の特別高圧の電線張替工事等でヘリポートとして使われた所と同じ所で、周りにはもう猪牧場、鹿牧場と言っていいような大変な山奥でございますけれど、一時転用でございますんで、致し方ないんじゃないかなとゆうふうに思います。委員の皆さんより何かご意見等ございましたらお願ひいたします。よろしゅうございますか。（「はい」の声）はい。それでは、採択に移りたいと思います。議案第3号につきまして原案の通
南野推進委員 議長	

委員	<p>り決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。</p> <p>挙手。</p> <p>はい、ありがとうございます。全員賛成。よって議案第3号は原案通り決定をし、番号3番のみ常設審議委員会に附します。続きまして、議事順位第4 議案第4号 農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。事務局より議案の朗読並びに説明をお願いします。</p>
議長	<p>今回全体で4筆でございます。利用権設定面積が新規と再設定等を合計しまして、9, 844㎡、貸手が2名受け手が2名でございます。内訳は4ページ目でございます。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件、農用地利用計画が基本構想に適用すること、農用地を効率的に利用して考察すること、耕作に必要な農作業に常時従事することの利用計画要件を満たしていると考えます。ご審議の程よろしくをお願いいたします。</p>
事務局	<p>はい、ありがとうございます。今、事務局から説明がありましたけれど、関係する地元委員さんの方より何か補足説明、意見等ございましたらお願いいたします。ないようでしたら委員の皆さん何かご意見ございましたらお願いいたします。よろしゅうございますか。(「はい」の声) はい。それでは、採決に移りたいと思います。議案第4号につきまして原案の通り決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。</p>
議長	<p>挙手。</p> <p>はい、ありがとうございます。賛成多数。よって、議案第4号は原案の通り決定をいたします。続きまして、議事順位第5 報告第1号 農地法第5条の規定による許可の取消願いについて、事務局より報告事項の朗読並びに説明をお願いします。</p>
委員	<p>2件朗読。</p> <p>1件目。場所としては、議案第3号5条転用、5条の転用申請の番号2番の箇所になります。太陽光発電設備建設工事に伴う工事用仮設進入路として、平成30年7月30日に一時転用の許可を受けた。このことにつきまして、市道として永年転用する為、許</p>

事務局	<p>可の取消願いが提出されたものです。</p> <p>2件目。太陽光発電施設を設置する為、令和3年2月16日に転用の許可を受けた件ですが、土砂災害警戒区域内の為、許可の取消願いが提出されたものです。以上報告いたします。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。只今の報告に対して何かご意見、質問等ありましたらお願いいたします。はい。</p> <p>2番ですけどね。土砂災害危険警戒区域っていう書いてるけどの県ため池工事がきちっとやれば問題ないんじゃない、実際そういう事をやらんと私は全然関係ないんやけど業者がこういうものをやろうとしとる、市が勝手にやね、崩れる恐れがあるけ許可せんよっていう言い方</p>
馬屋原委員	<p>その辺について事務局のほうわかれば。</p>
議長	<p>おそらく危険地帯ならば、ハザードマップだと思うんです。イエローゾーンになっていると思うんですけども、</p> <p>今、馬屋原委員の質問は、ため池の改修の為の工事をするなりなんなりをして対策をたてなければ、いつまで経っても何にも出来ないんじゃないかっていう意見だったんです。市の方としてはそれについてはどうなのかって言う事なんです。</p>
事務局	<p>はい。土砂災害警戒区域内でも太陽光の施設を設置することができるんですが、美祢市の太陽光条例で、土砂災害警戒区域内に太陽光施設を設置する場合は、その地区の方の同意がないと建てれないので、その辺の同意が得られなかったんじゃないかなと思います。</p>
議長	<p>それについて中野委員どうなんでしょう。</p>
事務局	<p>あのですね。15年ぐらい前に堤のえん堤工事をきれいにやり替え取るけど、今までは済んでるけど、災害がひどいから大雨が降ってきたら終わるよって、出た時には直撃する。川の辺りやけだから許可をとるって市が言うたっていう事ですね。それから100mぐらい下がった所にこと同じ沢がだいぶ、田んぼがあるいんね、そこは今回は別。</p>
議長	

中野委員	よろしゅうございますか。意見ありましたので、その意見については正式に受けるという市の発展の為にもどうにかため池の方の改修工事についてもですね市の方に意見を述べていきたいとゆうふうに思っております。ため池自体、農業関係の施設でございます。はい。馬屋原さんよろしゅうございますか。
議長	それをちゃんとしてもらわんと農地として残すんならね、ある程度やらんにゃいけんね。
	わかりました。はい、ありがとうございます。
馬屋原委員	あ、はい、すいません。説明資料の18ページに、その地図が今の●●の所の地図が載っているんですけど、地図が全く違う所が付いていました。●●の地図が付いてまして正しくは●●に建設予定の太陽光施設になります。申し訳ありませんでした。
議長	今、訂正がございました。堤自体がある所は●●●●号の●●より●●●に抜ける隣に右側にある大きな道沿いのことでございます。他に意見ないようでしたら終わりたいと思いますが、よろしゅうございますか。（「はい」の声）はい。それでは、報告第1号を終わらせていただきます。
事務局	続きまして、議事順位第6 報告第2号 公共工事に伴う転用届出についてを事務局より報告事項の朗読並びに説明をお願いします。
議長	朗読。 場所は、●●●●●になります。●●●●●から転用届が提出されました。河川浚渫工事の為、工事用道路として令和4年1月31日までの一時転用です。以上報告いたします。
事務局	はい、ありがとうございます。委員の皆さんより何かご質疑ございましたらお願いいたします。よろしゅうございますか。（「はい」の声）はい、特に発言ないようでございますので、以上で報告第2号を終わらせていただきます。 それでは続きまして、議事順位第7 報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知についてを事務局より報告事項の朗読並びに説明をお願いします。
議長	朗読。

事務局	<p>次に法人との賃借権を設定される為、双方の合意により解約されたものです。以上報告いたします。</p> <p>はい、ありがとうございます。次の耕作者は決まったという事でございます。よろしゅうございますね。（「はい」の声）特に発言ないようでございますので報告第3号を終わらせていただきます。</p> <p>議事順位第8 報告第4号 農地転用現況証明についてを事務局より報告事項の朗読並びに説明をお願いします。</p>
議長	<p>3件朗読。</p> <p>1件目。</p> <p>申請が1筆。昭和50年頃に耕作放棄後、現在は雑種地となっている状況でございます。</p> <p>2件目。</p>
事務局	<p>申請が3筆。昭和48年以前より地区の公会堂として利用され、現在は公会堂として使用はされていませんが、建物が残っている状況でございます。</p> <p>3件目。</p> <p>申請が1筆。25年前頃より、自宅への進入路、駐車場として利用されている状況でございます。以上報告いたします。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。ちょっと1番に私のほうから言っときます。説明議案の資料のほうの写真をもし見られたらきれいに草刈りがされてるじゃないかというふうに思います。実は先月出ましたアンテナの転用の際にですね、アンテナ設置工事となる転用の申請の際に同じ土地なんですけれど、ここは石等置かれて資材置場、草ぼうぼうの中に石とか置かれていて資材置場のような感じでもう既に無断転用されてるんじゃないかという事で、きちんと地目を改めてくださいというお願いを山田推進委員の方より地主の方に働きかけていただいた件でございます。アンテナ工事の為に、どうも業者さんがきれいに草を刈ったようでございますのでその辺については、肥培管理がされたというふうには私は思っておりません。とりあえずやられたようでございます。補足しておきます。委員の皆さん何かご意見ございましたらお願いいたします。よろしゅうございますか。はい。それでは、報告第4号を終わらせていただきます。</p> <p>続きまして、議事順位第9 報告第5号 農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人報告書についてを事務局より報告事項の朗読並びに説明をお願いいたします。</p> <p>朗読。</p>

事務局	<p>●●●●●から提出がありました。提出されました報告書の資料の状況、構成員の状況、執行員役員の状況等を審査しましたところ適正でありましたことをご報告申し上げます。以上でございます。</p> <p>はい、ありがとうございます。委員の皆さんより何かご意見等ございましたらお願いいたします。よろしゅうございますか。（「はい」の声）はい。それでは、報告第5号を終わらせていただきます。</p> <p>続きまして、その他の報告に移ります。農業相談日の状況でございますが、行っておりませんので報告はございません。以上で本日の議案並びに審議は終わりましたけれども委員の皆さんより何か提案等ございましたらお願いいたします。はい。</p>
議長	<p>先月の出た●●の件ですけど●●●●●の横の所ですけど、きれいにもう草を刈って柵をのけてきれいにしちよります。畑地造成を出して、野菜と花を沢山植えるっていう、またその時にはご協力をお願いします。</p>
中野委員	<p>どうもありがとうございます。私の方から1点ほど皆さんに報告しときます。今まで農振地区除外申請について、県はですね基本的に年3回と、先月の審議会の常設審議会の中で県からの回答は、その回数には限らないと申請を出していただいていたスケジュール表またコピーしたものを皆さんの方に今月の県の常設が終わりましたらお配りをしようと思っておりますけれど、45日間のちょっと間出せない日にちがあるんですが、この日にちが過ぎれば許可申請がまた次を出してもいいですよという事で、かなり出せる回数が増えるものとゆうふうに私は思っております。以前質問した時には年2回を3回までにしてくれという事でしたけれど、私的には4回出来るんじゃないかってゆうふうに言っていたんですが、駄目だという事で断れましたけれど今回、県はそうゆうこと言った覚えはありませんってゆうふうに逃げられました。それでも回数が増えるようになりましたので、農振による転用の期間が長引くことがですねかなりの日数短縮されるんじゃないかとゆうふうに思っております。また詳しいチャート、スケジュール表等出来ましたら皆さんの方にお話ししたいとゆうふうに思っております。以上でございます。事務局の方より今後の日程等について。</p>
事務局	<p>来月の予定ですけど、令和3年12月の日程についてをご覧ください。総会は12月10日、金曜日 午後2時から美祢市民会館2階大会議室で行います。農業相談日は12月14日、火曜日を予定としております。当番は美祢地区安部委員、美東地区井上委員、秋芳地区井町委員、俵委員に代わって井町委員よろしく申し上げます。それから現地調査は12月3日 金曜日を当番は縄田さんとなっておりますけれども、これも井町委員それと倉増委員よろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、これで終わります。</p>

事務局

号令

午後 16 時 40 分閉会

議事録は正確なることを認め署名する。

令和3年11月16日

議長 _____

署名委員 _____

署名委員 _____

--	--

